

山梨県立やまなし地域づくり交流センター 指定管理者募集要項等に関する質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>指定管理者は、キャッシュレス決済を導入することとありますが、県が想定している決済方法と導入時期についてご教示ください。</p>	<p>【募集要項】P18 第7の8に記載があるとおり、決済方法は、クレジットカード、電子マネー、コード決済としております。</p> <p>導入時期は、次期指定管理者と協議しますが、出来るだけ早い時期とします。</p>
2	<p>①キャッシュレス決済に係わる契約、端末、決済手数料等は指定管理者の負担で行うと言う説明ですが、決済手数料等相当見込み額は委託料の積算に含まれていますか？</p> <p>②また、交流センターは、美術館や博物館のように大規模な企画展を開催し入場料の収入が見込めるような設備、仕様ではないと考えます。利用者が支払う会議室等の使用料は県の収入になりますので、キャッシュレス決済に係る手数料も県の負担とすることをご検討いただけますでしょうか？</p>	<p>この質問に関しては、10月31日に回答いたします。</p>
3	<p>指定管理者は、課題解決に繋がる自主事業を積極的に提案すること、と記載されています。指定管理者が、交流センターの設置目的である「県民の交流、連携、地域課題解決、地域経済の活性化、社会貢献活動、起業」等に合致した交流会やセミナー、相談対応等を「主催」または、県内事業者等や周辺自治体と「連携」による「共催」で実施する場合、使用料を無料とすることは可能でしょうか？</p>	<p>使用料の減免規定に該当しないため、自主事業については、使用料が必要となります。</p>
4	<p>貸館業務においても、地域団体やボランティア等との連携を求められていますか？一方で、平等な利用を確保することも必須ですので、連携と平等についてどのようなイメージなのか募集要項では掴みきれなかったです。県が想定している</p>	<p>【管理運営業務の内容及び基準】の2ページ③平等な利用の確保に関する業務及び④利用者の増加を図るための業務に記載のとおりです。</p>

	具体例があればご教示ください。	
5	<p>仕様書（資料3）によると「WEBサイトに利用申込書をアップしておき、それに記入して郵送、メール、FAXで送付してもらう、その後、センターから予約確認の連絡をする」となっていますが、その間の業務として（資料1）、申込を受理すると「承認・不承認」の手続きがあります。この一連の業務を、「やまなしくらしねっと」からの予約に対しても行う、という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、くらしねっとの機能で全て対応可能という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p><b>【管理運営業務の内容及び基準】</b>資料3の「2 予約受け入れ」については、対応を検討することとしております。</p> <p>指定管理者が導入するオンライン予約により対応が異なる事になるため、次期指定管理者と協議します。</p> <p>なお、令和7年4月1日以降「やまなしくらしねっと」の機能で、すべて対応可能となる予定です。</p>
6	<p>貸館の利用料金について、現行の「超過時間」や「入場料金を徴収する場合の2割増し」とする規定は削除されたという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>今回の条例改正で、ご質問内容に係る条例中の備考において「利用料金の限度額」が「使用料の額」に改正されております。</p> <p><b>【参考資料1】</b>山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例別表1 備考の欄を御確認ください。</p>
7	<p>①今回の条例改正に伴い利用規約の再編作業、およびホームページの改修または新規作成の作業は、令和6年度中に行うことになり、費用も令和6年度の会計処理で支払うことが想定されます。指定管理開始前の作業費用を年度をまたいで清算する仕組みをご教示ください。</p> <p>②また、住所利用者に限りコワーキングスペースの契約期間を長期に設定することは可能でしょうか？</p> <p>③また、宅急便等の大型の荷物の取扱い、保管場所はどのように考えていますか？</p>	<p>①利用規約の再編、ホームページの改修または新規作成の作業は、現指定管理の管理業務に含まれております。また、現指定管理者との基本協定「管理業務の引継ぎ」に基づき、引継ぎに要する経費は現指定管理者の負担となります。</p> <p>②及び③ ご質問内容については、次期指定管理者との基本協定締結後に協議して決定します。</p>